

## ○岡山市一時預かり事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 保護者の育児疲れによる心理的若しくは身体的負担を軽減するため、又は、疾病、出産、勤務形態の多様化等に伴い、一時的に家庭での保育が困難となる場合に安心して子育てができる体制を整備するため、事業者が、特定教育・保育施設等の実施場所において自主的に一時預かり事業（以下「本事業」という。）に取り組む場合、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定教育・保育施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び支援法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者が運営する事業所をいう。
- (2) 一時預かり 特定教育・保育施設等で行われる児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。
- (3) 一般型一時預かり 主として特定教育・保育施設等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して、本市内の特定教育・保育施設等で行われる一時預かり事業をいう。
- (4) 幼稚園型Ⅰ一時預かり 主として幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に在籍する満3歳以上の幼児に対して、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等で行われる一時預かり事業をいう。

### (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとし、その実施に当たっては、この条に規定するもののほか、岡山市私立保育園等一時預かり事業（一般型）実施要綱及び岡山市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱によるものとする。

(1) 一般型一時預かり事業 次に掲げる要件のいずれをも満たした一般型一時預かりを実施する事業

ア 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第36条の35第1号に規定する基準を満たし、乳幼児の処遇に支障のないようにすること。

イ 日々の乳幼児の受入れについては、乳幼児の家庭状況及び健康状態の把握に努めつつ、保育需要に応じて弾力的に対応すること。

ウ 日々の利用対象児童数、利用事由等の実施状況に関する書類を整備すること。

(2) 幼稚園型Ⅰ一時預かり事業 次に掲げる要件のいずれをも満たした幼稚園型Ⅰ一時預かりを実施する事業

ア 施行規則第36条の35第2号（ロは附則第56条第1項において読替え）に規定する基準を満たし、幼児の処遇に支障のないようにすること。

イ 日々の利用対象児童数等の実施状況に関する書類を整備すること。

ウ 教育時間と一時預かり時間を合わせて8時間以上の施設利用が可能な体制を確保すること。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、法第34条の12第1項に規定する届出をした第2条第2項第1号に規定する特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

（補助対象経費）

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一時預かりの実施に必要な人件費、給食費その他必要な経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、施設又は事業者ごとに、第3条各号に掲げる補助事業の区分に応じ、補助対象経費の実支出額から徴収金、寄附金その他の収入金を控除した額と別表第1に定める基準額とを比較して、いずれか少ない方の額を合計した額とする。

2 前項の別表第1に定める基準額について、年度の途中で補助事業を開始、休止又は終了したときは、別表第1に定める基準額を12で除した額に事業実施月数を乗じた額（1円未満切捨て）とする。なお、月の途中で補助事業を開始、休止又は終了したときは、その月を事業実施月数に含める。

（補助金の交付申請）

第7条 規則第5条第1項第1号から第4号に規定する書類の提出は要しない。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

（1）一時預かり事業の実施状況が明らかになる書類

（2）補助事業に係る経費の収支決算書

（3）市税を滞納していないことを証明する書類

（着手届及び完了届の免除）

第8条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第9条 規則第16条第2項の規定により、実績報告書の提出は要しない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月7日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月2日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年2月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第3条第1号及び第2号に定める基準については、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和6年3月13日内閣府令第18号（以下「改正府令」という。）による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）第33条第2項の規定は、令和6年度に限り、適用しない。この場合において、改正府令による改正前の設備運営基準第33条第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 4 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 5 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 6 条関係）

基準額は、第 3 条各号に掲げる補助事業の区分に応じ、次の各号により算定された額とする。

(1) 一般型一時預かり事業

ア 基本分

(ア) 保育従事者がすべて保育士（法第 18 条の 27 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内にある当該事業実施施設にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）の場合

| 年間延べ利用児童数             | 1 か所当たり年額単価    |
|-----------------------|----------------|
| 50 人未満                | 1, 539, 000 円  |
| 50 人以上 100 人未満        | 2, 063, 000 円  |
| 100 人以上 200 人未満       | 2, 555, 000 円  |
| 200 人以上 300 人未満       | 3, 079, 000 円  |
| 300 人以上 900 人未満       | 3, 492, 000 円  |
| 900 人以上 1, 500 人未満    | 3, 740, 000 円  |
| 1, 500 人以上 2, 100 人未満 | 5, 402, 000 円  |
| 2, 100 人以上 2, 700 人未満 | 7, 064, 000 円  |
| 2, 700 人以上 3, 300 人未満 | 8, 726, 000 円  |
| 3, 300 人以上 3, 900 人未満 | 10, 388, 000 円 |
| 3, 900 人以上 4, 500 人未満 | 12, 050, 000 円 |
| 4, 500 人以上 5, 100 人未満 | 13, 712, 000 円 |
| 5, 100 人以上 5, 700 人未満 | 15, 374, 000 円 |
| 5, 700 人以上 6, 300 人未満 | 17, 036, 000 円 |
| 6, 300 人以上 6, 900 人未満 | 18, 698, 000 円 |
| 6, 900 人以上 7, 500 人未満 | 20, 360, 000 円 |
| 7, 500 人以上 8, 100 人未満 | 22, 022, 000 円 |

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 8, 100人以上8, 700人未満   | 23, 684, 000円 |
| 8, 700人以上9, 300人未満   | 25, 346, 000円 |
| 9, 300人以上9, 900人未満   | 27, 008, 000円 |
| 9, 900人以上10, 500人未満  | 28, 670, 000円 |
| 10, 500人以上11, 100人未満 | 30, 332, 000円 |
| 11, 100人以上11, 700人未満 | 31, 994, 000円 |
| 11, 700人以上12, 300人未満 | 33, 656, 000円 |
| 12, 300人以上12, 900人未満 | 35, 318, 000円 |
| 12, 900人以上13, 500人未満 | 36, 980, 000円 |
| 13, 500人以上14, 100人未満 | 38, 642, 000円 |
| 14, 100人以上14, 700人未満 | 40, 304, 000円 |
| 14, 700人以上15, 300人未満 | 41, 966, 000円 |
| 15, 300人以上15, 900人未満 | 43, 628, 000円 |
| 15, 900人以上16, 500人未満 | 45, 290, 000円 |
| 16, 500人以上17, 100人未満 | 46, 952, 000円 |
| 17, 100人以上17, 700人未満 | 48, 614, 000円 |
| 17, 700人以上18, 300人未満 | 50, 276, 000円 |
| 18, 300人以上18, 900人未満 | 51, 938, 000円 |
| 18, 900人以上19, 500人未満 | 53, 600, 000円 |
| 19, 500人以上20, 100人未満 | 55, 262, 000円 |

(イ) (ア)以外の場合

| 年間延べ利用児童数    | 1か所当たり年額単価   |
|--------------|--------------|
| 50人未満        | 1, 539, 000円 |
| 50人以上100人未満  | 2, 063, 000円 |
| 100人以上200人未満 | 2, 555, 000円 |
| 200人以上300人未満 | 3, 079, 000円 |
| 300人以上900人未満 | 3, 366, 000円 |

|                               |                     |
|-------------------------------|---------------------|
| 9 0 0 人以上 1, 5 0 0 人未満        | 3, 6 0 5, 0 0 0 円   |
| 1, 5 0 0 人以上 2, 1 0 0 人未満     | 5, 2 0 7, 0 0 0 円   |
| 2, 1 0 0 人以上 2, 7 0 0 人未満     | 6, 8 0 9, 0 0 0 円   |
| 2, 7 0 0 人以上 3, 3 0 0 人未満     | 8, 4 1 1, 0 0 0 円   |
| 3, 3 0 0 人以上 3, 9 0 0 人未満     | 1 0, 0 1 3, 0 0 0 円 |
| 3, 9 0 0 人以上 4, 5 0 0 人未満     | 1 1, 6 1 5, 0 0 0 円 |
| 4, 5 0 0 人以上 5, 1 0 0 人未満     | 1 3, 2 1 7, 0 0 0 円 |
| 5, 1 0 0 人以上 5, 7 0 0 人未満     | 1 4, 8 1 9, 0 0 0 円 |
| 5, 7 0 0 人以上 6, 3 0 0 人未満     | 1 6, 4 2 1, 0 0 0 円 |
| 6, 3 0 0 人以上 6, 9 0 0 人未満     | 1 8, 0 2 3, 0 0 0 円 |
| 6, 9 0 0 人以上 7, 5 0 0 人未満     | 1 9, 6 2 5, 0 0 0 円 |
| 7, 5 0 0 人以上 8, 1 0 0 人未満     | 2 1, 2 2 7, 0 0 0 円 |
| 8, 1 0 0 人以上 8, 7 0 0 人未満     | 2 2, 8 2 9, 0 0 0 円 |
| 8, 7 0 0 人以上 9, 3 0 0 人未満     | 2 4, 4 3 1, 0 0 0 円 |
| 9, 3 0 0 人以上 9, 9 0 0 人未満     | 2 6, 0 3 3, 0 0 0 円 |
| 9, 9 0 0 人以上 1 0, 5 0 0 人未満   | 2 7, 6 3 5, 0 0 0 円 |
| 1 0, 5 0 0 人以上 1 1, 1 0 0 人未満 | 2 9, 2 3 7, 0 0 0 円 |
| 1 1, 1 0 0 人以上 1 1, 7 0 0 人未満 | 3 0, 8 3 9, 0 0 0 円 |
| 1 1, 7 0 0 人以上 1 2, 3 0 0 人未満 | 3 2, 4 4 1, 0 0 0 円 |
| 1 2, 3 0 0 人以上 1 2, 9 0 0 人未満 | 3 4, 0 4 3, 0 0 0 円 |
| 1 2, 9 0 0 人以上 1 3, 5 0 0 人未満 | 3 5, 6 4 5, 0 0 0 円 |
| 1 3, 5 0 0 人以上 1 4, 1 0 0 人未満 | 3 7, 2 4 7, 0 0 0 円 |
| 1 4, 1 0 0 人以上 1 4, 7 0 0 人未満 | 3 8, 8 4 9, 0 0 0 円 |
| 1 4, 7 0 0 人以上 1 5, 3 0 0 人未満 | 4 0, 4 5 1, 0 0 0 円 |
| 1 5, 3 0 0 人以上 1 5, 9 0 0 人未満 | 4 2, 0 5 3, 0 0 0 円 |
| 1 5, 9 0 0 人以上 1 6, 5 0 0 人未満 | 4 3, 6 5 5, 0 0 0 円 |
| 1 6, 5 0 0 人以上 1 7, 1 0 0 人未満 | 4 5, 2 5 7, 0 0 0 円 |

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 17,100人以上17,700人未満 | 46,859,000円 |
| 17,700人以上18,300人未満 | 48,461,000円 |
| 18,300人以上18,900人未満 | 50,063,000円 |
| 18,900人以上19,500人未満 | 51,665,000円 |
| 19,500人以上20,100人未満 | 53,267,000円 |

#### イ 減免加算分

岡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例（平成27年岡山市条例第23号。以下「条例」という。）別表に掲げるA階層及びB階層に該当する世帯に対して、徴収金の減免を行った場合、乳幼児1日1人につき、実際に減免した額と次の表に定める額とを比較して少ない方の額に利用日数を乗じて得た額の合計額とする。

| 階層区分 | 基準額    |
|------|--------|
| A階層  | 3,000円 |
| B階層  | 2,400円 |

### (2) 幼稚園型Ⅰ一時預かり事業

#### ア 基本分

| 区分                                 | 児童1人当たり日額単価                                                     |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ア 基本分<br><br>平日の教育時間前後や長期休業日の利用に適用 | (ア) 年間延べ利用児童数2,000人超<br>基準額                                     |
|                                    | ① 平日 480円                                                       |
|                                    | ② 長期休業日（8時間未満） 480円                                             |
|                                    | ③ 長期休業日（8時間以上） 960円                                             |
|                                    | (イ) 年間延べ利用児童数2,000人以下<br>基準額                                    |
|                                    | ① 平日 次の算式により算定した額<br><br>1,760,000円を年間延べ利用児童数で除した額から440円を減じた額（1 |

|                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                                          | 0 円未満切り捨て)<br>②長期休業日（8 時間未満） 4 4 0 円<br>③長期休業日（8 時間以上） 8 8 0 円                                                                                                                                            |
| イ 休日分<br>土曜日，日曜日及び国民の休日等の<br>利用（1 日当たり 8 時間）に適用                                                                                                                                                          | 基準額 8 8 0 円                                                                                                                                                                                               |
| ウ 長時間加算<br>(ア) 上記区分ア及びイの利用において，ア(ア)①及びア(イ)①については<br>1 日当たり 4 時間（又は教育時間と<br>の合計が 8 時間），ア(ア)③, ア(イ)<br>③及びイについては 1 日当たり 8<br>時間を超えた利用に適用<br>(イ) 上記区分アの利用において，ア<br>(ア)②及びア(イ)②について 1 日当<br>たり 4 時間を超えた利用に適用 | 基準額<br>a 超えた利用時間が 2 時間未満 1 5 0 円<br>b 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満<br>3 0 0 円<br>c 超えた利用時間が 3 時間以上 4 5 0 円<br><br>a 超えた利用時間が 2 時間未満 1 0 0 円<br>b 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満<br>2 0 0 円<br>c 超えた利用時間が 3 時間以上 3 0 0 円 |

#### イ 減免加算分

条例別表に掲げる A 階層及び B 階層に該当する世帯に対して徴収金の減免を行った場合，幼児 1 日 1 人につき，実際に減免した額と次の表に定める額とを比較して少ない方の額に利用日数を乗じて得た額の合計額とする。

| 1 日の利用時間   |            |
|------------|------------|
| 4 時間未満の場合  | 4 時間以上の場合  |
| 1, 0 0 0 円 | 2, 0 0 0 円 |